

令和6年生駒市農業委員会7回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和6年7月12日(金)午後14時00分

会議開催場所 市役所 大会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番	山角	ひろ子	2番	奥野	通孝
3番	田中	良治	4番	稲葉	健三
5番	今井	正徳	6番	岩前	利典
7番	松尾	克巳	8番	岡田	啓秀
9番	有山	富士美			

農地利用最適化推進委員

辻	英雄	影林	則昭
池田	典夫	池谷	初英
前田	隆男	棚田	秀治
谷野	諭		

説明者	事務局	局長	吉岡 浩	補佐	坂本 親穂
		主幹	有山 清隆	主査	田所 智

傍聴者 0 名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第3条第1項の規定による許可の取消しについて
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
4. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
5. 地籍調査において地目変更となる農地の照会について
6. 農地の転用事実に関する照会について
7. 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断について
8. 特定農地貸付けの廃止について
9. 農地転用許可の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 利用状況調査日程表
- アンケート実施についてのお願い
- 地域計画を策定するエリアの考え方

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と7番 松尾委員、8番 岡田委員にお願いしたい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、高山竹林園の北東約300m、奈良交通庄田バス停南側に位置する高山町地内の農地1筆

申請理由について

譲渡人は多くの農地を親から相続したものの農業経験もなく、相続の時点ではほぼ全ての農地が山林化しており、法務局の転用事実により山林へ地目変更をしたが、唯一農地性があつた本農地を譲り渡す事となった。本農地を譲り渡すことにより、所有する農地は全て無くなる。一方、譲受人は近隣に多くの農地を持ち、この農地では果樹を作付予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはご自身で所有されている。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、第二阪奈道路壱分ランプ南東約300m、また県立生駒高校の南西約300mに位置する壱分町地内の農地1筆

申請理由について

本農地については、令和4年5月18日付けで農地法3条許可により譲受人の母親に許可が出ている。この後の報告第2号の中の「3条許可の取消し」にあるが、令和4年の許可後に母親が亡くなったために所有権移転ができず、今回許可の取消を行い、再度申請が出てきたものである。

譲渡人は、本農地を何とか維持されてきたが、現在病氣療養中にて入院中と聞いており、本農地を譲り渡すことにより、所有する農地は全て無くなる。

一方譲受人は、多くの農地を持ち、その農地の多くは特定生産緑地指定をされて耕作されている。本農地についても譲渡人が特定生産緑地指定をしており、引続き水稻を作付けされている。本人も高齢ではあるが、家族総出で農業経営をされている。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはご自身で所有されている。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号(No.1)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 事務局の説明通りである。

○議長 議案第1号(No.2)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 事務局の説明通りである。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第3条第1項の規定による許可の取消しについて」

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第5号「地籍調査において地目変更となる農地の照会について」

報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第7号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断について」

報告第8号「特定農地貸付けの廃止について」

報告第9号「農地転用許可の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査 〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～No.10については、全て相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「第1項の規定による許可の取消しについて」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第3条第1項の規定に基づき許可されたものだが、取り消し願いがなされたものである。

No.1については、地図番号(2)で、第二阪奈道路壱分ランプ南東約300m、また県立生駒高校の南西約300mに位置する壱分町地内の農地である。

No.2については、地図番号(3)で、往馬大社の北約200mに位置する中菜畑2丁目地内の農地である。双方とも令和4年5月18日付で許可がなされたものだが、譲受人の死亡により所有権移転登記ができなくなったため取り消しの願い出がなされ、受理されたものである。

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No.1～No.46については地図番号(4)で国道168号線の東側、東菜畑2丁目と壱分町の町界付近で、壱分町地内で行われる大規模開発区域内に位置する壱分町地内の農地である。宅地開発の他、青空資材置場、道路用地を目的として農地転用の届出がされたものである。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

報告第5号「地籍調査において地目変更となる農地の照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

地籍調査とは、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のことで、その成果は登記所にも送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることになる。

なお、不動産登記法第14条第1項で登記所には、地図及び建物所在図を備え付けるものとする、と定められており、地図の作成を法務局が行うこともあり、「登記所備付地図」作成作業と

いいですが、一般的に「14条地図の作成」とよばれている。

この報告は、生駒市の地籍調査の担当部局から、生駒市東菜畑1丁目、東生駒1丁目、山崎町地内で行われた地籍調査において、農地から農地以外の地目に変更になる農地、他地目から農地になる土地、田から畑になる農地について確認の照会があったもので、地元農業委員、推進委員と現地確認を行い、総会内容のとおり回答をしたものを報告しているものである。

今回は主に道路敷や転用手続きはされているが地目変更手続きがされていないものがあった。

報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1～9については数年前から山林化されたものであり、今般申請されたものである。

報告第7号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断を行なうものである。

No.1については地図番号(5)で、当該地の地目は宅地だが、現況が農地であることから農地として農家台帳に登載されていた。しかし、数十年前から宅地として利用されており、現地確認を行ったところ、農地性は無いと判断したものである。これにより、当該地は農地台帳から外れることになる。

報告第8号「特定農地貸付けの廃止について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、当委員会における承認に基づき、特定農地貸付けを行なっていた農地について、自身で耕作するということで、特定農地貸付けの廃止届の提出があったことを報告しているものである。

報告第9号「農地転用許可の報告について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可が下りたことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 報告第5号、7号について、田から宅地になっている場合は委員会に諮る必要があるのでは。特に報告第7号については宅地になる前に委員会にかけないといけないのではないか。

- 主査 報告第7号については、地目は宅地だが農地として台帳に登載していたが、申出があり現地調査した上で台帳からはずした。何十年も前の話なので当時のことはわかりかねる。報告第5号については田から宅地の転用の届出はされている。
- 委員 農地パトロールをしていると、農地が転用されていることがある。違法なことをされている場合はどのような対応をすればよいのか。
- 議長 手続きを追っていないところを見つけたら事務局に報告してほしい。農業委員会からは是正の指示をするが従わない場合は県に是正命令を出してもらうことになる。
- 委員 罰則事例はあるのか教えて欲しい。
- 局長 農地に戻してくれと言ったことはあるが、建物が建っているものについては取り壊しまでは求めたことはない。無断転用は刑事罰の対象である。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼
- 議長 「その他」について事務局に依頼
- 補佐 令和6年度市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の出欠確認
日時:令和6年7月25日(木) 午後1時～午後4時
場所:いかるがホール
- 補佐 令和6年度農のマッチングフェアについて説明
日時:令和6年7月27(土) 午前11時～午後3時
場所:マイドーム大阪
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 農家区長会総会及び視察研修についてどのようなものであったのか教えて欲しい。
- 議長 農家区長会総会及び視察研修について報告
- 委員 生駒でクラフトコーラを作っている人がいる。アフリカの野生種のスイカを原料に作っているの
で、市とタイアップしてもっと世間一般に広めていってもいいのではないのか。
- 局長 クラフトコーラとはかわりを持ちたいと思っている。農業通信に載せるのもありだと思う。前向きに進めていけばいいと思う。
- 議長 給食への地場野菜の提供、農業祭での取組等もっと広報していればと考えている。
- 委員 農地パトロールの報告回数について、利用状況調査と兼ねてもいいか。
- 局長 結構です。また来月からパトロール内容の報告を農業委員会定例会時にお願いしたい。
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼
- 補佐 次回の日程について
定例会 令和6年8月9日(金)午後2時 市役所 大会議室
現地調査 令和6年8月5日(月)
8月2日(金)までに同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言
午後15時30分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和6年生駒市農業委員会第7回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 10番

農業委員 7番

農業委員 8番
